

編集 後記

編集顧問 町田豊平
編集委員 郡 健二郎

小川秋實 秋元成太 村井 勝
藤岡知昭 大家基嗣

本邦の進行腎癌に対する標準治療は、従来、IFN- α や IL-2 などのサイトカイン療法でしたが、2008 年以降、臨床現場にあいつぐ分子標的薬が登場したことにより、大きく変貌しています。今月号では、横浜市立大・矢尾正祐先生に特集「分子標的薬時代開幕 5 年目を迎えた進行腎癌の治療戦略の現状と展望」の企画を執筆者の選択を含めてお願いしました。本特集では腎癌の病理、患者のリスク分類、分子標的薬とサイトカイン療法との共存や手術療法への応用、分子標的薬の選択順位、画像検査・バイオマーカー、さらには次世代分子標的薬とよく練られた構成になっています。

最初に高知赤十字病院病理診断部・長嶋洋治先生らに分子標的薬治療との関係を視野に入れて「腎癌取扱い規約（第 4 版）」における変更点を概説し、今後の検討課題を挙げていただきました。北海道大学・篠原信雄先生には、日本人に MSKCC 分類や Heng のリスク分類を適応した場合の問題点の指摘とともに、独自に自施設の症例解析により開発した JMRC 分類を紹介することで薬剤選択の指標となる患者リスク評価について解説していただきました。独協医科大学・別納弘法、釜井隆男両先生には、IFN- α の交替療法、IFN- α + IL-2 と IFN- α + sorafenib の併用療法のサイトカインを生かす治療戦略の可能性について、東京女子医大の近藤恒徳先生には、分子標的薬と手術との併用戦略の有効性と限界を、さらに近畿大学・野澤昌弘先生には、

分子標的薬の逐次交代療法と不応後の再投与の有効性と症例選択についてそれぞれ解説していただきました。また、横浜市立大学・中井川昇先生らには、FDG PET/CT 画像診断が分子標的薬の効果判定や効果予測に有用であることを紹介してもらいました。がん研有明病院・湯浅健先生らにはスニチニブを中心に、効果、副作用を予測する臨床因子、遺伝子因子、循環蛋白質・細胞について。NCI の蓮見壽史先生らには、BHD 症候群の原因遺伝子である FLCN の機能や細胞内代謝経路の変化の解析は嫌色素性腎癌やオンコサイトーマの新規診断方法や治療薬開発に役立つという興味深い知見を解説していただきました。さらに、慶應義塾大学・水野隆一、大家基嗣両先生には、パゾパニブ、アキシチニブ、ドビチニブ、チボザニブの次世代の薬物療法の解説と、分子標的薬は常に進歩しており、最新の治験を取り入れる重要性を指摘していただきました。

いずれの論文も各執筆者の主張が明確で、読者の皆様の知的満足感を満たす力作だと思います。まさに期を得た企画・特集だと確信しています。

カラーグラビア「知っておくと役に立つ泌尿器科病理」は 10 回目になります。今回の症例は、60 代、女性、腎オンコサイトーマの症例です。偶然にも今月号の特集にふさわしい組み合わせとなりました。

(藤岡知昭)

臨床泌尿器科（第 67 巻 第 1 号）（通巻 796 号）
2013 年 1 月 20 日発行（毎月 1 回 20 日発行）

定価 2,940 円（本体 2,800 円＋税 5%）

2012 年年間購読料

冊子版	41,780 円	冊子＋電子版/個人	46,780 円
電子版/個人	41,780 円	冊子＋電子版/共有	53,100 円
電子版/共有	48,200 円		

増刊号を含む 13 冊，税込，送料小社負担

発行 株式会社 医学書院
代表者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23

電話 本誌編集室直通 (03) 3817-5709

(担当：登・安部)

販売部直通 (03) 3817-5659

E-mail: rinpi@igaku-shoin.co.jp

振替口座 東京 00170-9-96693 番

印刷所 三報社印刷(株) 電話 (03) 3637-0005

広告申込所 (株)文京メディカル 電話 (03) 3817-8036

・ Published by IGAKU-SHOIN Ltd., 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo © 2013, Printed in Japan.

・ 本誌に掲載された著作物の複製・複製・転載・翻訳・データベースへの取り込みおよび送信（送信可能化権を含む）に関する許諾権は医学書院が保有しています。

・ 本誌を無断で複製する行為（複製、スキャン、デジタルデータ化など）は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的（診療、研究活動を含む）で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・ **JCOPY** < (株)出版者著作権管理機構 委託出版物 >

本誌の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(株)出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。